

## 品川区福祉車両助成事業実施要綱

制定	平成 11 年 4 月 12 日	区長決定	要綱第 61 号
改正	平成 12 年 12 月 28 日		要綱第 1 号
改正	平成 13 年 10 月 24 日		要綱第 181 号
改正	平成 15 年 8 月 25 日		要綱第 74 号
改正	平成 21 年 3 月 25 日	部長決定	要綱第 290 号
改正	平成 24 年 3 月 30 日	区長決定	要綱第 111 号
改正	平成 24 年 5 月 31 日	部長決定	要綱第 172 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	区長決定	要綱第 358 号
改正	平成 27 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 188 号
改正	平成 28 年 12 月 28 日	区長決定	要綱第 263 号
改正	平成 30 年 12 月 25 日	区長決定	要綱第 5 号
改正	令和 2 年 12 月 10 日	部長決定	要綱第 206 号
改正	令和 4 年 3 月 28 日	区長決定	要綱第 121 号

### (目的)

第1条 この要綱は、車いす使用者が容易に同乗し、または昇降するために改造を施した自動車（以下「福祉車両」という。）の購入および改造費用の助成を行うことにより、在宅の車いす使用者の外出を支援し、社会生活の利便と生活圏の拡大を図り、もって車いす使用者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (助成の要件)

第2条 福祉車両の助成は次に掲げる要件を備えている身体障害者（以下「申込者」という。）に対して助成を行う。ただし、申込者の年齢が20歳未満の場合は、申込者と生計を一にする同居の親族等。以下「保護者等」という。）に対して助成を行うことができるものとする。

- (1) 申込者または保護者等が、引き続き1年以上品川区内に住所を有していること。
- (2) 身体障害者手帳の所持者で、常時車いすを使用するものであること。
- (3) 申込者（申込者が20歳未満の場合には保護者等）の前年の所得（1月から7月までの申込にあつては、前々年の所得）が、品川区障害者福祉手当条例施行規則（昭和49年10月8日規則第48号）第1条の3に規定する所得制限基準内であること。
- (4) 次条に定める助成額以上の購入または改造の費用を要すること。
- (5) 福祉車両は、申込者または保護者等が所有する自動車であつて、営業用でないこと。
- (6) 所有者の要件については、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に、本人、同居している配偶者、直系血族およびその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、ならびに同居の親族等の個人名が記載されている自動車に限る。ただし、割賦購入により自動車を使用している場合であつて、自動車検査証の「使用者

の氏名又は名称」欄に、上記に該当する者の氏名が記載されているものは対象となる。

- (7) 過去 5 年間に於いて、申込者または保護者等が本要綱に基づく助成を受けていないこと。ただし、事故等、区長がやむを得ないと認める事由がある場合はこの限りでない。

第 3 条 福祉車両購入に対する助成額は一件につき 30 万円、既存所有車両の改造に対する助成額は一件につき 15 万円を予算の範囲内で助成する。

(助成の申請)

第 4 条 助成を受けようとする者は、福祉車両を購入または改造をする前に、品川区福祉車両助成申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、区長に申請するものとする。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 福祉車両の購入または改造に要する経費の見積書(購入費用または改造箇所および所要経費を明らかにしたもの)
- (3) 当該車両が福祉車両であることが確認できるカタログ、写真等
- (4) 課税または非課税証明書(区外から転入した者に限る。)
- (5) 割賦購入契約書および当該契約に係る支払の予定表の写し(割賦により自動車を購入し、または改造に要する費用を借り受けようとする場合に限り。)
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 申請者は、第 2 条第 7 号ただし書に規定の適用を受ける場合に於ては、やむを得ない事由を証する書類を第 1 号様式に添付して提出しなければならない。

(助成の決定)

第 5 条 区長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、助成を行うことを決定したときは、品川区福祉車両助成交付決定通知書(第 2 号様式)により、助成を行うことが不適当と認めるときは、品川区福祉車両助成却下決定通知書(第 3 号様式)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 6 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、福祉車両の購入後または改造後、速やかに次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品川区福祉車両助成金交付請求書(第 4 号様式)
- (2) 福祉車両の購入または改造に要した経費の支払いを証する書類(領収証、明細書等)の写し
- (3) 自動車検査証の写し
- (4) 福祉車両の購入後または改造後の写真、その他これに類するもの
- (5) 割賦購入契約書および当該契約に係る支払の予定表の写し(割賦により自動車を購入し、または改造に要する費用を借り受けようとする場合に限り。)

(助成金の交付)

第 7 条 区長は前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成決定者に助成金を交付する。

(助成決定の取消等)

第8条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 福祉車両の購入および改造以外に助成金を使用したとき。
- (2) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) 本要綱その他の関係法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合、既に交付した助成金があるときは、その返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱の定めのない事項については、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この要綱の適用について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年12月28日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年12月28日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年12月25日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

## 品川区福祉車両助成申請書

年 月 日

品 川 区 長 あて

私は、品川区福祉車両助成事業による助成を受けたいので申請します。

申 込 者	住 所	〒 品 川 区 電 話 ( )		
	氏 名		手帳等級 (手帳所持者)	種 級
	区 分	車両購入費 ・ 改 造 費	購入・改造 年月日	年 月 日 予定

家 族 の 状 況	氏 名	住 所	年 齢	続 柄	電 話
			歳		
			歳		
			歳		

そ の 他 の 状 況	区内居住期間	年 ヶ月 ( 年 月 日 から)
	前年分所得額	所得金額 円 (収入額 円)
	特 記 事 項 (本人状況) (その他)	

第 年 月 日  
年 月 日

様

品川区長

品川区福祉車両助成交付決定通知書

年 月 日付で助成申請のあった品川区福祉車両助成について、  
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 助成決定額

円

2 助成対象者

住 所	品川区
氏 名	

3 助成対象車両

車 両 購 入	所有車両改造
---------	--------

第 年 月 日  
年 月 日

様

品川区長

品川区福祉車両助成却下通知書

年 月 日付で助成申請のあった品川区福祉車両助成について、却下となりましたので通知します。

記

却下理由

年 月 日

品川区長 へ

住所

氏名



品川区福祉車両助成金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた品川区

福祉車両助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

請求金額	百	十	万	千	百	十	円